

2021年7月



葵総合経営センターだより

特集

所得拡大促進税制

発行人 葵総合経営センター
代表 杉浦 康晴

〒460-0012

名古屋市中区千代田三丁目14番22号

TEL<052>331-1740(代表) FAX<052>339-1816

E-Mail aoi@aoi-cms.com

URL <http://www.aoi-cms.com/>



「小笠原の夏 2020」 いずメンタルクリニック 宍戸 あけ美 様 撮影

目次

- | | | | |
|---|---------------|---|-----------|
| 2 | コミュニケーション不足 | 6 | 医療法人の附帯業務 |
| 3 | 本当は何を買っていますか？ | 7 | 空家 |
| 4 | 所得拡大促進税制 | 8 | ご案内 |

No.588

コミュニケーション不足

センター代表 杉浦 康晴

早いもので今年も半年が過ぎ、下半期に入りました。新型コロナワクチンの接種も始まり、いよいよ今月は東京五輪の開催月となりました。コロナがなければ今年の今頃は大盛り上がりだったでしょうが、一年延長となってもコロナの終息は未だ見えず盛り上がりには程遠いように感じます。開催自体にも賛否両論ありますが、これ以上コロナが蔓延しないように祈るばかりです。愛知県では3度目の緊急事態宣言が出されましたが、やはり昨年ほどの緊張感は感じられません。

去年は学校が休校になったり、ショッピングセンターやスポーツクラブなどの施設が休業になるなど、人の流れを止めることに一生懸命でしたが、やはり経済活動を止めることの弊害が、人の動きを止められない大きな要因となっているように思います。

人の動きを止めるということでは在宅勤務やリモートワークを取り入れてる企業も多いことと思います。想像していなかった状況とは言え、働き方改革が進んだわけですが、リモートワークによるコミュニケーション不足問題について企業では色々な対策をとっているようです。今までのような、ちょっとした会話が無くなり、また近くにいないことから今何をしているのか、どのような状況なのかということをお互いなどでも感じることはできません。リモートワークによる孤独感や閉そく感からメンタル不調を訴える社員や、普段とは違う環境下での仕事でストレスが溜まるとい

う社員も出てきます。どうしても、メールやwebだけの仕事ですと業務報告や連絡事項のやりとりだけとなってしまいます。雑談がなく、業務効率が上がるという考え方もありますが、メールやチャットなど文章だけではコミュニケーションが不足し、タイムラグも発生し、相手の真意がわからず、かえってストレスを招くということにつながります。そうすると、さらに相手とのコミュニケーションをとることを避ける傾向となり、ますます悪循環になります。リモートワークを解除した後、これらの問題が解決されるには、多少なりともまた時間がかかる可能性もあります。テレワークに対応した会社のルールや環境づくりの遅れに問題があることは明らかです。

何事も初めてのことは試行錯誤です。改善を重ねながらよりよい環境づくりをしていくことが必要です。

昨年、今年と新入社員や異動で新しい環境で働くことになった社員でも、例年なら開催される懇親会などもないことからなかなか馴染むまでに時間がかかることもあるでしょう。今では「マスクのない状態で街で見かけてもお互い誰だかわからない」と冗談が出るくらいです。

上司部下、同僚の間でも普段からさりげないコミュニケーションをとりつつ、お互い信頼関係を築いておくことが必要でしょう。しばらくは続くこの状況を少しでもより良く過ごせるよう、努力していきましょう。

本当は何を買っていますか？

株式会社 葵経営コンサルタント 中島 和人

家電メーカーのバルミューダがコモディティ化が進む携帯端末市場への参入を発表しました。製造は京セラが行い、商品企画を担うようです。疑問がわきました。コモディティ化の進む市場への参入、勝算はあるのか？そして、そもそも消費者は商品の何を買うのか？という疑問に発展しました。理論では「価値」の購入が一つの回答のようです。では価値とは何か？それは、商品の機能・性能に対する価値である「機能的価値」に加えて、顧客の解釈と意味づけによって創られる「意味的価値」の合計であるとの考え方が見つかりました※¹。するとデザインという意味的価値で差別化をはかるとのことなのではないでしょうか。意味的価値、興味深い視点です。

缶コーヒーのブランド「ジョージア」を事例にあげます。ここは多くのブランドがひしめく成熟した、競争の厳しい市場です。機能的価値で差別化をはかることはなかなか困難です。よって意味的価値での勝負となります。確かにテレビCMでは機能的価値である「味」の説明はありません。「世界はだれかの仕事でできている」のコピーで評判だった以前のCMでは、仕事の達成感や自己の成長を頑張る人を物語っていました。在宅ワークが増えた今は、若い夫婦が家事と在宅ワークをこなしている様子を背景に「おうちは何かと忙しいから」というコピーです。CMでの缶コーヒーは、仕事を終えた先輩後輩、夫婦が、「お疲れ！」と手渡すアイコンとなっています。つまりジョージアの缶コーヒーを消

費することにより、コミュニケーションがはかられより人と人とが繋がることができることと訴えているのです。まさに意味的価値の消費を促しています※²。

もう一つ、マーケティングコンサルタントがワインを購入した事例を紹介します※³。そのワインというのは数々の国際ワインコンクールで賞をとっている輝かしい実績を誇る日本のワイナリーのものであります。ただ著者が購入した理由はそのブランド故ではなく、「ショッカー幹部パーティワインセット」と銘打たれた商品だからとのことです。ショッカーというのは仮面ライダーに出てくるあのショッカーです。大幹部とはゾル大佐と死神博士であり、ラベルはショッカーのマークが貼られ、ショッカーの刻印の入ったワイングラスも二脚と、さらに招待状も同封されているというものです。著者は即買いしたとのこと。商品の機能を買ったわけではありません。商品が放つ「情報」に著者が行った解釈と意味付けが著者の心を揺さぶったと推測します。まさに意味的価値の購入です。

コモディティ化の進展は、生産財でも消費財でも、サービスにおいても、個人にとっても他人ごとではありません。もちろん医療や介護の世界においても進展しています。対抗策として「意味的価値」の追求、改めて考慮すべきキーワードと考えます。

出典 ※1 価値づくりの経営の論理 延岡健太郎 日本経済新聞出版 ※2 なぜ「つい買ってしまう」のか？ 「人を動かす隠れた心理」の見つけ方 松本 健太郎 光文社新書 ※3 ビジネス脳を磨く 小坂裕司 日経プレミアシリーズ

所得拡大促進税制

葵総合税理士法人 税務会計部 木村 秀政

1 所得拡大促進税制とは

所得拡大促進税制は、青色申告書を提出している中小企業者等が、一定の要件を満たした上で、前年度より給与等の支給額を増加させた場合、その増加額の一部を法人税（個人事業主は所得税）から控除できる制度です。

令和3年度税制改正では、適用要件を一部見直し、簡素化したうえで、適用期限を2年間延長しました。

2 制度の概要

（現行制度）H30.4.1～R3.3.31までに開始される事業年度

①継続雇用者給与等支給額が前年度比で1.5%以上 かつ

②給与等支給総額（企業全体の給与）が前年度以上

【措置内容】

給与等支給総額の増加額の15%を税額控除

【上乗せ要件】

継続雇用者給与等支給額が前年度比で2.5%以上であり、次のいずれかを満たすこと

I. 教育訓練費が対前年度比10%以上増加

II. 中小企業等経営強化法に基づく経営力向上計画の認定を受けており、経営力向上が確実になされていること

【上乗せ要件を満たす場合の措置内容】

給与等支給総額の増加額の25%を税額控除

（*但し、控除上限は法人税額の20%）

（改正後）R3.4.1～R5.3.31までに開始される事業年度

①給与等支給総額が前年度比で1.5%以上

【措置内容】

給与等支給総額の増加額の15%を税額控除

【上乗せ要件】

給与等支給総額が前年度比で2.5%以上であり、上記 I、II のいずれかを満たすこと

【上乗せ要件を満たす場合の措置内容】

給与等支給総額の増加額の25%を税額控除

3 上乗せ要件の対象となっている教育訓練費について

①教育訓練費の対象者

法人又は個人のその事業に係る国内雇用者。ただし、以下の者は対象外です。

- (1) 当該法人の役員又は個人事業主
- (2) 使用人兼務役員
- (3) 当該法人の役員又は個人事業主と特殊関係のある者（①役員の親族、②事実上婚姻関係と同様の事情にある者、③役員から生計の支援を受けている者、④ ②又は③と生計を一にする親族）
- (4) 内定者等の入社予定者（国内雇用者ではないため 対象外）

②教育訓練費の対象となる費用の例示

- (1) 法人等が国内雇用者に対して、外部から講師又は指導員を招聘し、講義・指導等の教育訓練を自ら行う費用であること。
- (2) 外部講師に対して支払う報酬、料金、謝金その他これらに類する費用であること。
- (3) 施設・備品・コンテンツ等の賃借又は使用に要する費用であること。
- (4) 教育訓練に関する計画又は内容の作成について、外部の専門知識を有する者に委託する費用であること。
- (5) 法人等が国内雇用者の職務に必要な技術・知識の習得又は向上の為、他の者に委託して教育訓練を行わせる費用であること。

③教育訓練費の対象とならない費用の例示

- (1) 法人等がその使用人又は役員に支払う教育訓練中の人件費、報奨金等
- (2) 教育訓練に関連する旅費、交通費、食費、宿泊費、居住費
- (3) 福利厚生目的など教育訓練以外を目的として実施する場合の費用
- (4) 法人等が所有する施設の使用に要する費用（光熱費、維持管理費等）
- (5) 法人等の施設の取得に要する費用
- (6) 教材等の購入・製作に要する費用
- (7) 教育訓練の直接費用でない大学等への寄付金、保険料等

最後に「所得拡大促進税制」は既存の制度ではありますが、適用要件の緩和に伴い適用事業者が増加することが予想されます。今まで適用できなかった事業者の方はもう一度自社の要件を見直し、適用できていた事業者の方は上乗せ要件を検討する機会にしてみてもはいかがでしょうか。

参照 1, 経済産業省 令和3年度経済産業関係 税制改正について

[zeiseikaisei.pdf \(meti.go.jp\)](https://www.meti.go.jp/zeiseikaisei.pdf)

2, 経済産業省 中小企業向け所得拡大促進税制ご利用ガイドブック

[syotokukakudaiguidebook.pdf \(meti.go.jp\)](https://www.meti.go.jp/syotokukakudaiguidebook.pdf)

医療法人の附帯業務

杉浦行政書士事務所 加藤 紀男

医療法人の業務範囲として、本来業務、附帯業務、収益業務（社会医療法人のみ）、附随業務がありますが、今回は附帯業務についてご紹介します。

医療法人の附帯業務は限定されており、次の制約があります。

「医療法人は、その開設する病院、診療所、介護老人保健施設又は介護医療院の業務に支障のない限り、定款又は寄附行為の定めるところにより、次に掲げる業務（これに類するものを含む。）の全部又は一部を行うことができる。（医療法第42条各号）なお、附帯業務を委託すること、又は本来業務を行わず、附帯業務のみを行うことは医療法人の運営として不適當であること。」

医療法第42条の各号は次の通りです。

第1号 医療関係者の養成又は再教育

第2号 医学又は歯学に関する研究所の設置

第3号 医療法第39条第1項に規定する診療所以外の診療所の開設

・巡回診療所、医師又は歯科医師が常時勤務していない診療所（例えば、へき地診療所）等を経営すること。

第4号 疾病予防のために有酸素運動（継続的に酸素を摂取して全身持久力に関する生理機能の維持又は回復のために行う身体の運動をいう。）を行わせる施設であって、診療所が附置され、かつ、その職員、設備及び運営方法が厚生労働大臣の定める基準に適合するものの設置（疾病予防運動施設）

第5号 疾病予防のために温泉を利用させる施設であって、有酸素運動を行う場所を有し、かつ、その職員、設備及び運営方法が厚生労働大臣の定める基準に適合するものの設置（疾病予防温泉利用施設）

第6号 保健衛生に関する業務

第7号 社会福祉法第2条第2項及び第3項に掲げる事業のうち厚生労働大臣が定めるものの実施

第8号 有料老人ホームの設置（老人福祉法に規定するもの。）

第6号の「保健衛生に関する業務」には、介護保険法に基づく業務の他に、施術所（あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師等に関する法律、柔道整復師法に規定するもの。）、介護福祉士養成施設（社会福祉士及び介護福祉士法に規定するもの。）等が記載されています。

限定されているとはいえ、多くの附帯業務が厚生労働省のホームページに掲載されていますので、確認してみても如何でしょうか。

-参考資料：厚生労働省ホームページ-

空家

弁護士 長谷川 留美子

テレビを見ていると、時々、ごみ屋敷の話題とともに、倒壊しそうな空家の話題を見かけます。人口減少社会となり、空家の発生は不可避と思います。

平成26年に空家等対策の推進に関する法律ができました。同法によれば、「建築物又はこれに附属する工作物であって居住その他の使用がなされていないことが常態であるもの及びその敷地（立木その他の土地に定着する物を含む。）」を空家等と定義して法律の対象とし、さらに、「そのまま放置すれば倒壊等著しく保安上危険となるおそれのある状態又は著しく衛生上有害となるおそれのある状態、適切な管理が行われていないことにより著しく景観を損なっている状態その他周辺の生活環境の保全を図るために放置することが不適切である状態にあると認められる空家等」を「特定空家等」として、各種措置の対象としています。

隣近所に空家があり、迷惑に思われている方もいらっしゃると思います。自治体にも、多くの空家の通報がされていると思います。しかし、実際に取り壊しに至るまでには、次のような手順を踏む必要があります。

1 空家の取り壊し（除却）には、そのまま放置すれば倒壊等著しく保安上危険となるおそれのある状態又は著しく衛生上有害となるおそれのある状態にあることが必要です。その他の特定空家等では、修繕、立木竹の伐採その他しかできません。

2 上記の特定空家等の所有者又は管理者に対して、市町村長は、除却するよう助言又は指導をすることができます。

3 市町村長は、上記の助言又は指導をした場合において、なお当該特定空家等の状態が改善されないと認めるときは、相当の猶予期限を付けて勧告することができます。

4 市町村長は、上記の勧告を受けた者が正当な理由がなくてその措置をとらなかった場合に、特に必要があると認めるときは、その者に対し、相当の猶予期限を付けて、措置をとることを命ずることができます。

ただし、その前に、その措置を命じようとする者に、意見書や自己に有利な証拠を提出する機会又は公開による意見の聴取を行う機会を与えなければなりません。

5 市町村長は、上記の手続きを経て必要な措置を命じた場合に、その措置を命ぜられた者がその措置を履行しないとき、履行しても十分でないとき又は履行しても命じられた期限までに完了する見込みがないときは、行政代執行法に従い、自ら又は第三者により措置を実行できます。つまり、ここに至って、ようやく行政が代わりに空家を取り壊してくれます。

倒壊しそうな空家のせいで何か具体的な被害を受けた場合、受けそうな場合、行政代執行を待てないならば、民事の紛争として、自分で行動を起こすしかありません。

7月の税務・労務

- 12日◇源泉所得税の納付
 ◇納期の特例を受けた源泉
 所得税(1月～6月)の納付
 ◇住民税特別徴収額の納付
 ◇社会保険の報酬月額算定
 基礎届
 ◇労働保険概算・確定保険料
 の申告及び納付
 ◇労働保険料の納付(第1期)



8月の税務・労務

- 2日◇令和3年5月決算法人の
 確定申告、11月決算法人
 の中間申告、8月・11月・
 2月決算法人の消費税中間
 申告(400万円超)
 ◇令和3年5月決算法人の
 事業所税申告及び納付
 ◇所得税予定納税額第1期
 分の納付
 ◇固定資産税及び都市計画税
 第2期分の納付
 10日◇源泉所得税の納付
 ◇住民税特別徴収額の納付
 31日◇令和3年6月決算法人の
 確定申告、12月決算法人
 の中間申告、9月・12月・
 3月決算法人の消費税中間
 申告(400万円超)
 ◇令和3年6月決算法人の
 事業所税申告及び納付
 ◇個人事業者の消費税・地方
 消費税の中間申告及び納付
 ◇個人事業税第1期分の納付
 ◇個人住民税第1期分の納付
 ◇健康保険・厚生年金保険
 被保険者賞与等支払届
 (期限=支払後5日以内)



ご案内

- 康友会からのお知らせ
【会員様対象無料法律相談日(予約制)】
 令和3年 7月 13日(火)
 令和3年 8月 20日(金)
 令和3年 9月 15日(水)
 弁護士 長谷川 留美子

- センターからのお知らせ
【無料よろず相談日(予約制)】
 令和3年 7月 13日(火)

◎休日のお知らせ

7月							8月						
日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土
				1	2	3	1	2	3	4	5	6	7
4	5	6	7	8	9	10	8	9	10	11	12	13	14
11	12	13	14	15	16	17	15	16	17	18	19	20	21
18	19	20	21	22	23	24	22	23	24	25	26	27	28
25	26	27	28	29	30	31	29	30	31				

各種お申し込み、お問い合わせは
 葵総合経営センター TEL(052)331-1740 総務まで



編集 葵総合経営センター・康友会ニュース

『広報委員会』

小林浩子 鈴木寛大 佐藤 修 鍵谷辰也
 近藤陽介 長谷川直明 三宅由里

掲載記事についてのお詫びと訂正

センターだより2021年5月号 P.7掲載記事の
 表題に誤りがございました。
 関係者ならびに読者の皆様にお詫びして訂正
 いたします。

P.7 表題

- 【誤】 交通事故の治療費
 【正】 遺言書